

島根県医師国民健康保険組合からのお知らせ

1. 令和3年度特定健康診査の実施について ～受診率向上にご協力ください～

『令和3年度「特定健康診査・特定保健指導」の実施方法(6月号掲載)』に基づき、12月31日までに特定健診実施機関(ご案内に一覧表を同封)で受診いただきますようご案内いたします。対象被保険者の皆様には、6月中旬に受診券等文書をお送りしております。

ぜひ、健康の保持増進の機会と捉えていただき、積極的に受診していただきますようお願い申し上げます。

なお、今般の「新型コロナウイルス感染症」の感染状況により、健診等の実施については日常診療と同様に時宜にかなった対応にてお願い致します。組合員の先生方におかれましては、自院におけるご家族・准組合員(従業員)への自家健診での実施をお勧めいたします。

また、特定保健指導につながる場合も自院での保健指導は可能です。(組合にてモデル指導票も準備いたしますので事務局までご照会ください。令和2年度は2件のご利用がありました。)

◇ 令和2年度の特定健診受診率は46.5%でした

	令和2年度			令和元年度	H30年度
	[内訳] 組合員	家族	准組合員		
受診者数	609名	117名	417名	622名	590名
受診率	※46.5%	28.5%	62.7%	46.9%	43.8%

※対象者 1,310名

[国保連合会 令和3年5月末請求受付分まで]

2. 高齢受給者証の一斉更新について

令和2年8月から70歳から74歳までの被保険者の皆様が対象となります。「高齢受給者証(被保険者証と同サイズ)」が一斉更新となります。7月中旬に更新のための所得等調査を行いますのでご協力をお願い致します。

3. 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

～まずは医師国保組合事務局にご照会ください～

本組合では、この度の「新型コロナウイルス感染症」に係る感染等の影響を受けて、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等での症状で感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することが出来なかった期間について傷病手当金を支給致します。(組合規約第16条の2)

適用となる期間は、令和2年1月1日から令和3年9月30日までの間です。

本傷病手当金の支給を受けるためには申請が必要となります。申請方法並びに申請様式の請求や記入方法など、ご不明な点は医師国保組合事務局までお知らせください。申請様式は組合HPにも掲載しております。

～ 保険加入、保険給付、各種健診費用助成等どんなことでもお気軽にお問い合わせください ～

島根県医師国民健康保険組合 Tel : 0852-26-3100 URL : <https://shimane-ikokuho.or.jp>